

「安全の手引き」

2024年版

在アゼルバイジャン日本国大使館

第1 序言

日本の国際化の進展に伴い、海外旅行をしたり、海外に居住する日本人の数は増加の一途にあります。同時に日本人が海外で様々な事件や事故に巻き込まれる事例も増大しており、今後とも海外旅行をしたり、海外で生活する日本人にとって、その安全性をいかに確保するかということは益々重要な課題になってきています。

これまでのところ、アゼルバイジャンでは、日本人・日本権益を直接の標的としたテロは発生しておりません。他方、テロによる日本人の被害は、シリアやアフガニスタンといった渡航中止勧告や退避勧告が発出されている国・地域に限りません。テロは、日本人が数多く渡航する欧米やアジアを始めとする世界中で発生しており、これまでもチュニジア、ベルギー、バングラデシュ、スリランカ等においてテロによる日本人の被害が確認されています。

近年は、世界的傾向として、軍基地や政府関連施設だけでなく、警備や監視が手薄で不特定多数が集まる場所を標的としたテロが頻発しています。特に、観光施設周辺、イベント会場、レストラン、ホテル、ショッピングモール、公共交通機関、宗教関連施設等は、テロの標的となりやすく、常に注意が必要です。

このため、在アゼルバイジャン日本国大使館では、皆様が少しでも海外で安全に暮らすための参考となるよう、「安全の手引き」を作成しました。以下の内容は、皆様の各々の事情に必ずしも即していない部分もあると思われますが、皆様の安全対策の一助として活用していただければ幸いです。

第2 防犯の手引き

1 防犯の基本的な心構え

(1) 自分と家族の安全は自分たちで守る

外国においては、国・地域によっては治安が悪く、更に頼るべき治安機関も

信頼性に問題がある場合があります。このような状況の中では、まず、自分と家族の安全は自分たちで守るという心構えが大切です。

（２）予防が最良の危機管理

事件・事故などに巻き込まれてしまってからでは遅いのです。予防こそが最良の危機管理であることを肝に銘じることが大切です。

（３）安全のための三原則の順守

安全のための三原則とは、「目立たない」、「行動を予知されない」、「用心を怠らない」です。これらは当然のように思われますが、この三原則を守って生活することは簡単なことではありません。日本での行動形態、生活様式をそのまま海外に持ち込むと、本人の意識に関わりなく目立ってしまい、自らを危険に曝すことになる場合もあります。

ア 「目立たない」

必要以上に華美な服装、装飾品を身につけること、現地であまり見かけないような目立つ車に乗ること、公共の場（レストラン・バーなど）での支払いに際し、財布の中身が見えてしまうような方法で現金を取り出したり、大声で話したりすることは、目立つばかりでなく、犯罪者に狙われる原因にもなります。

イ 「行動を予知されない」

行動のパターン化（通勤、通学、買い物等の移動ルートや時間の固定化）は、犯罪者やテロリスト等の攻撃計画を立てやすくするため、行動のパターンをなるべく不規則にし、予測されにくくすることが重要です。

ウ 「用心を怠らない」

現地に到着した当初は安全に気を配っていても、数ヶ月生活して慣れてくると注意していた諸点を忘れがちになり、思わぬ被害に遭うことがあります。

2 アゼルバイジャンにおける犯罪発生状況

（１）アゼルバイジャンにおける一般犯罪発生状況

検事総長発表による２０２４年の犯罪認知件数は前年と比較して減少傾向との報告がされております。検挙率は９割近くと極めて高い数値を示してお

り、国内の治安は比較的平穏が保たれていますが、窃盗や詐欺といった比較的軽微な犯罪はもちろん、殺人、強盗のような重大犯罪も発生していますので、十分注意が必要です。

（２）邦人にかかる事件・事故の発生状況

在留邦人並びに日本人旅行者が比較的少ないこともあり、日本人が犯罪の被害に遭うケースは極めて稀ですが、過去には自転車の盗難、わいせつ行為、ひったくり、同居人盗などの被害が発生しておりますので十分注意してください。

（３）テロの危険性

イランと隣接する当国においては、イラン人の流入も多く、イラン情勢次第で、米国やイスラエル権益への抗議やテロ行為等が発生する可能性も排除できません。また、イスラム過激派の潜在的な活動も報告されており、注意が必要です。

3 防犯のための具体的な注意事項

（１）住居の防犯対策

居住地の選定は重要な問題となります。商業地区や繁華街、夜間に車、人通りの少ない地域は避け、常駐警備員等のいるマンションを選定することをお勧めします。また首都バクーでは高層ビルが多数ありますが、2007年には建設中の16階建高層ビルが倒壊し多数の死傷者が出る事案が発生しました。住居の選定にあっては、建物自体の構造にも注意する必要があります。

住居の防犯対策としては、空き巣、強盗対策などが考えられます。空き巣の傾向として、1階が最も侵入しやすく、次に2階、最上階となります。防犯対策を強固にし、「この家は入りにくい」と思わせることが重要です。

＜ポイント＞

ア マンションであれば1階、2階及び最上階は比較的侵入しやすいためできるだけ避け、中層階を選定しましょう。

イ 独立家屋であれば、敷地外周壁等が堅牢な造りで容易に侵入できないところを選定しましょう。

ウ 窓や出入口付近に、目隠しや侵入の足場となりそうな樹木が

ある住居は避けましょう。

エ 玄関等の扉は金属製等の頑丈なものが好ましく、複数扉が理想です。

オ 出入口扉には複数の施錠設備を取り付けましょう。

カ 扉には覗き穴、チェーンを取り付け、扉を開けることなく来訪者を確認できるようにします。また、カメラ付きインターホンの設置も有効です。

※ 面識のない来訪者の場合、身分証明書等で身分を確認するまでは絶対に扉を開けない。来訪者が警察官等の場合でも、身分証明書の提示を求め、確実に身分等を確認しましょう。

キ 窓は格好の侵入経路ですので防犯対策が必要です。防犯対策として、鉄格子を設置することが考えられますが、切断されたりしない強度のあるものを取り付けることが大切です。また、火災発生時の脱出口について考慮する必要があります。

ク 窓、扉等に防犯センサーを取り付け、不法な侵入を受けた際に威嚇サイレンを鳴らす・フラッシュライトを点灯させる等も有効な方法です。

ケ 不在期間をむやみに他人に漏らさない、自宅の照明、ラジオ等をつけたままにし、留守だと思わせない、信頼のおける同僚・知人に留守宅の世話を依頼するといった配慮や工夫も必要です。

コ 在宅時、就寝時においても戸締まりは確実に確認しましょう。

(2) 強盗に対する防犯対策

けん銃、ナイフ等を使用した強盗に直面してしまった場合、金品を出し渋ったり、抵抗したりすることはきわめて危険です。このような状況においては、自分の生命と身体の安全を第一に考えることが大切です。

不幸にして強盗に遭遇した場合、絶対に抵抗せず、両手を挙げて無抵抗の意志を示します。あわてて現金等を渡そうと服やポケットに手を入れると、犯罪者は、武器を取り出そうとしていると誤解し、かえって危険ですので、落ち着いてゆっくり行動することが重要です。

夜間の一人歩きは避け複数で行動する、外出は安全な交通手段を利用する等十分な注意が必要です。

(3) 外出時の防犯対策

外出時には戸締まり、火の始末を今一度確認し、扉の覗き穴等から周囲の状

況・安全を確認してから扉を開けましょう。帰宅時も外出時と同様、自宅周辺に不審者が潜んでいないか確認してから自宅に入るようにします。特に深夜の帰宅時には注意が必要です。

外出中、警察官により不当逮捕・連行されるという状況が起きた場合には、警察官に対し、「自分には直ちに日本大使館へ通報する権利がある」と告げ、日本大使館に連絡して下さい。

なお、犯罪が多発している地域には近寄らないことが重要です。

(4) ホテルにおける防犯対策

ホテルにおいても多くの犯罪が発生しています。チェックイン、チェックアウト時は、荷物に対する注意が散漫になりやすいので、荷物は目の届く範囲に必ず置くなどの注意が必要です。大きな荷物も放置せず、ポーターに預ける場合には施錠する等十分な注意を払って下さい。

＜ポイント＞

ア レストランでの食事中においても、バック等の手荷物は目の届く範囲に置きましょう。

イ 外出するときはホテルの部屋に貴重品を放置しないようにしましょう。

ウ 部屋に入る際にも周囲に注意を払い、不審者がいないことを確認した後に入室しましょう。

エ 来訪者があった場合、覗き穴やチェーンロックを活用して相手を確認し、ホテルの従業員でも不用意に入室させないようにしましょう。

(5) その他日常生活での注意事項

ア 旅券等の身分証明書を携行して下さい。職務質問等で身分が明らかにできない場合、警察等に一時身柄を拘束されるおそれがあります。

イ バザール、駅周辺等の人の多い場所、地下鉄・バスの車内等では、スリ、置き引き、ひったくり等に注意して下さい。

ウ 親切を装って近づいてくる者に注意して下さい。睡眠薬を使用した強盗事件もあるので、不注意に飲食を共にすることのないよう注意して下さい。

エ 地下鉄において所持品検査を受けた際、現金を抜かれる事案が報告されています。現金や貴重品には十分な注意が必要です。

オ 公共乗合バスが多く市内を通行しておりますが、車内でのスリ、置き引き

には十分注意する必要があります。

カ アゼルバイジャンでは、親権を持つ親であっても、他の親権者や裁判所等からの許可を得ずに、親が日本へ帰国する際等、アゼルバイジャン国外へ子を同行した場合、空港等において犯罪として扱われ逮捕されるおそれがありますので、ご注意下さい。

4 交通事情と事故対策

アゼルバイジャンでは、道路や歩道に陥没があることが多く、決して良好な道路事情とはいえません。歩道の縁石や公園に使われている磨いた大理石は雨天時には滑りやすいので注意してください。信号機も故障していることがありますので注意が必要です。また、交通マナーも良いとはいえず、急な追い越し、割り込み、車線変更等が頻繁に見られます。歩行者も信号無視や横断歩道のない場所での横断が日常的です。自動車の運転には十分注意し、慎重な運転を心がけて下さい。

また、歩行者としても、道路を横断する際には信号に頼ることなく、安全を十分に確認した上で横断する必要があります。

なお、アゼルバイジャンでは、日本国発行の有効な国際運転免許証を所持していれば、入国日から1か月間、車両を運転することが可能です。

5 テロ・誘拐対策

アゼルバイジャンでは、これまで邦人を対象とするテロ・誘拐事件は発生していません。しかし、テロ・誘拐は、いつ発生するかわかりませんので、日頃から予防策を講じておくことが必要です。危険情報の収集に当たっては、各種マスメディアのみならず、是非とも「外務省海外安全ホームページ（<https://www.anzen.mofa.go.jp/>）」をご活用下さい。

- その地域にふさわしい服装を着用し、目立つことを避ける。
- 行動や外出計画をできる限り公表しない。
- 外出の道順を固定せず変更する。
- 警察・救急・大使館等の緊急用電話番号を携行する。
- 地域の地理を熟知し、警察・病院・大使館等の場所を把握しておく。

- テロ情勢や地域情勢に関心を払う。
- 多数の人が集まる場所やショッピングモール等への出入りには十分注意を払う。

6 緊急連絡先

- (1) 消 防：１０１
- (2) 警 察：１０２
- (3) 救急車：１０３
- (4) ガ ス：１０４
- (5) SOSメディカルセンター：０１２－４８９－５４７１（２を押す）
救急車：０１２－４８９－５４７１（１を押す）
：０５０－２１２－６９２１
- (6) メディ・クラブ：０１２－４９７－０９１１
- (7) 在アゼルバイジャン日本国大使館
Hyatt TowerⅢ、6th Floor、Izmir Str.1033、AZ1065、Baku、Azerbaijan
０１２－４９０－７８１８
夜間・休日用緊急携帯電話：０５０－２２２－８０６３

7 簡単な緊急時の表現

日本語	アゼルバイジャン語	ロシア語
泥棒	オグル	ヴォル
助けて	キョメキエディン	パマギーチェ
警察	ポリス	パリーツィヤ
警察を呼んで	ポリス チャ（グ）ルン	ハザヴァーチェ パリーツィユ
救急車	テージリ ヤルドウム	スコーラヤ ポーマシ

第3 緊急事態対処マニュアル

1 平素の準備

自然災害、内乱、クーデター等の緊急事態に備え、日頃から食料・飲料水の備蓄、緊急時の連絡網の整備、避難場所の確認等の十分な準備をして下さい。

(1) 連絡体制の整備

外務省ORRnet (<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>) 経由又は大使館に直接足を運んで在留届を提出していただくとともに、住所、電話番号等に変更があった場合は速やかに変更届を提出して下さい。緊急事態に備え、家族間、企業間、日本人会等において緊急連絡網を整備するようにして下さい。

(2) 避難場所の確認

自然災害、内乱、騒乱に備え、発生した場合には、危険な場所に近づかないよう注意するとともに、外部との連絡が取れる緊急事態に応じた避難場所（大使館、公邸、ホテル等）を検討しておいて下さい。

(3) 携行品及び非常用物資の準備（別添「チェックリスト」をご活用下さい）

緊急時には、旅券、現金、貴重品が携行できるよう、必要最低限の物品が直ちに持ち出せるよう保管して下さい。

また、非常用の物資として、食料、飲料水、医薬品等を常備して下さい。

※ 食料品は最低10日分、飲料水は1日1人3リットルが目安

2 緊急時の行動

緊急事態には、平静を保ち、流言飛語に惑わされたり、群集心理に巻き込まれたりすることのないよう注意して下さい。

(1) 情勢の把握

当館からの連絡、テレビ、ラジオ、インターネット等を通じ、情報収集に努めて下さい。

(2) 当館への通報等

ご自身の安全、怪我等の有無及び緊急事態の状況についても当館に通報して下さい。他の在留邦人への情報となります。

(3) 国外への退避

事態が悪化し、各自又は企業等の判断により、自発的に帰国、第三国等へ退避される場合には、当館へ連絡して下さい。

当館から国外への退避等の連絡があった場合には、その指示に従って下さい。チャーター機等の使用等、当館より退避手段等について連絡します。

第4 おわりに

安全対策に「絶対」というものではありませんが、何もしなければその分危険が高まるのも事実です。この手引きが、当地における邦人の皆様の安全な生活の一助となることを切に願っております。

別 添

緊急事態に備えてのチェックリスト

1. 旅券

- ☐ 6か月以上の残存有効期間があるか
- ☐ 最終ページの「所持人記載欄」は記入しているか
- ☐ 血液型を記載しているか
- ☐ その他の身分証明書（滞在許可証、労働許可証等）はあるか

2. 現金等

- ☐ 現金
- ☐ 貴金属
- ☐ 預金通帳、有価証券類
- ☐ クレジットカード

3. 携行品

- ☐ 衣類（長袖、長ズボン、下着類）
- ☐ 履物（靴底が厚く丈夫なもの）
- ☐ 洗面用具（タオル、歯磨きセット、石けん等）
- ☐ ラジオ・電池
- ☐ ライター、マッチ、ろうそく、固形燃料
- ☐ ナイフ、缶切り、栓抜き
- ☐ 簡易軽量食器、割り箸

4. 非常用食料

- ☐ 保存食（米、調味料、缶詰類、インスタント食品、粉ミルク等）
- ☐ ミネラルウォーター（1人1日3リットルが目安）
- ☐ 家族全員で10日分が確保されているか

5. 医薬品

- ☐ 家庭用常備薬、常用薬

☐ 外傷薬、消毒薬

☐ 包帯、絆創膏

6. 自動車

☐ 整備、燃料、地図